●補償の対象となる方（被保険者）

項目	被保険者の範囲
基本補償	①本人
個人賠償責任補償	①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
弁護士費用総合補償	①本人　②本人が親権を有する、未成年の子 ただし、トラブルの種類によって、異なります。詳細は、パンフレットP.5をご確認ください。
公務員賠償責任	①本人

ご注意いただきたいこと

傷害総合保険・公務員賠償責任保険共通

●ご加入は、全国町村職員生活協同組合の組合員(※)であることが必須条件となります。
※組合入会手続きについては、全国町村職員生活協同組合都道府県支部（http://www.zcss.jp/ichiran.html）へお問い合わせください。
※加入手続きには、組合員番号（7桁）が必要となります。

●傷害総合保険と公務員賠償責任保険の両方に加入する場合は、それぞれの加入手続きが必要となります。

●募集締切日以降の加入は、できません。

傷害総合保険

●個人賠償責任補償は、他の保険や共済で加入されている場合は、補償が重複します。
※個人賠償責任補償付きのプランに加入する場合は、他の保険契約や共済契約で個人賠償責任補償特約に加入をしていないことを確認あるいは解約手続きなどをとっていただき、ご加入してください。

公務員賠償責任保険

●ご加入できる職種は地方公務員の方（特別職・一般職は問いません。）のみとなります。ただし、以下の職の方はご加入できません。
◎都道府県市町村議会議員　◎警察職員

お申込み方法と加入者証

傷害総合保険と公務員賠償責任保険の両方に加入する場合は、それぞれの加入手続きが必要となります。

◎インターネットを通じて加入申込みを行っていただきます。
◎更改契約は自動更新いたします。契約に変更のある方および脱退する方（更改しない方）はインターネットで変更手続きをお取りください。
◎加入者証の発送はありません。
◎傷害総合保険のご契約内容（加入者証）は、2023年1月15日から申込手続きを行っていただいたシステムへログインをすると、ご覧いただけます。
◎公務員賠償責任保険のご契約内容（加入者証）は、お手続き完了後にメールでご案内する加入者ホーム画面へログインをすると、ご覧いただけます。
◎保険料のお支払いは、クレジットカード払いとなります。（2023年2月請求）
◎この保険から脱退（解約）される場合は、損保ジャパンまたは代理店までご連絡ください。

インターネットで申込み！ 手続きはこちら!!
ご加入は、全国町村職員生活協同組合の組合員であることが必須条件となります。
あらかじめご了承ください。
［傷害総合保険］ http://www.chisato-ag.co.jp/seikatsu-sogo/shougai-sogo/
［公務員賠償責任保険］ http://www.chisato-ag.co.jp/seikatsu-sogo/komuin-baisho/
傷害総合保険　公務員賠償責任保険

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

契約者／全国町村職員生活協同組合

取扱代理店
株式会社 千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
TEL：03-5157-2388　FAX：03-3593-8158
Eメール：seikatsu-sogo@chisato-ag.co.jp
受付時間：平日9:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社　団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5408　FAX：03-6388-0162
Eメール：10_seikatsu-sogo.jimukyoku@sompo-japan.co.jp
受付時間：平日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

（SJ22-04886 2022.07.25）

全国町村職員生活協同組合員の皆さまへ

生活総合保険

傷害総合保険
［個人賠償責任補償特約・弁護士費用総合補償特約］
公務員賠償責任保険

※生活総合保険は、傷害総合保険と公務員賠償責任保険の団体契約を組み合わせたものの通称です。

生活総合保険は公務中やプライベートに起きた加害事故と被害事故を補償！

傷害総合保険 団体割引 25%適用

- 個人賠償責任の保険金額は、**無制限!**※1 しかも安心の**示談交渉サービス付き**※2
- 保険料は**月約220円**※3からご用意
- 自治体の**自転車保険加入義務化条例に対応**
- おケガは日本国内外問わず、**24時間補償**
- プライベートの**加害事故・被害事故のトラブル**を補償
- 公務における**損害賠償請求**（住民訴訟や民事訴訟等）に対応

※1 国外は、1億円限度　※2 示談交渉サービスは、国内のみ
※3 A1プラン年額保険料2,600円の場合

保険期間	2022年12月1日（午後4時）～2023年12月1日（午後4時）まで
募集期間	2022年10月5日（水）～2022年11月18日（金） ※募集期間終了後の中途加入は、できません。
加入資格	全国町村職員生活協同組合の組合員 ※加入手続きには、組合員番号（7桁）が必要となります。

●個人賠償責任（加害事故）・弁護士費用総合補償（被害事故）はセット加入がおすすめ!
●傷害総合保険と公務員賠償責任保険の両方に加入する場合は、それぞれの加入手続きが必要です。
※個別加入可

『生活総合保険』は、公務でも、プライベートでも、トータルに補償!

傷害総合保険

ケガに対する補償 日本国内外を問わず

ケガをした!!

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

自転車にぶつけられ、ケガをした

転倒し、ケガをした

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

個人賠償責任補償 日本国内外を問わず

ケガをさせた!!

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負担する法律上の損害賠償金や費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。

マンションの階下に水漏れを起こしてしまった

飼い犬が他人にかみついてケガを負わせた

自転車で他人にケガを負わせた

夜間に歩行者と接触し、相手にケガをさせた

店内の商品を落として破損させてしまった

弁護士費用補償 国内補償(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。)

もめ事に!!

次の法的トラブルなどで、弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用と、弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

遺産分割調停
兄弟間で遺産分割調停となった

など

離婚調停
調停で離婚手続きを進めることとなった

など

人格権侵害
こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった

など

被害事故
他人が運転する自転車に追突され、ケガをした

など

借地・借家
家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた

など

公務員賠償責任保険

損害賠償金・争訟費用の補償

訴えられた!!

地方公共団体の職員や首長個人が公務員として行った公務に起因して保険期間中に、主に次の1～3の場合に、個人が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。(※1)

1. 住民監査請求および住民訴訟
2. 民事訴訟およびその他の損害賠償請求
3. 地方自治法243条の2の2の第3項に基づく損害賠償命令

退職後も5年間の補償が続きます

マイナンバーを含む個人情報の漏えいも補償

国家賠償法による求償も補償

職場内のセクハラ・パワハラにも対応(※2)

(※1)地方公共団体が負担する損害賠償金および弁護士に支払う費用は本保険の対象外となります。 (※2)争訟費用のみ

ひと月たったの220円※からの保険料で現代社会のさまざまなトラブルに備えます!

払込方法: 年一括払 クレジットカード払(請求時期:2023年2月)

※傷害総合保険A1プラン 年額保険料2,600円の場合

●傷害総合保険(職種級別A級の場合)保険料

※基本補償のみ、オプションのみの加入は、できません。

(保険期間1年)

	補償内容(保険金の種類)			保険金額 A1プラン	A2プラン	A3プラン おすすめ
エコノミープラン	基本補償	ケガに対する補償	死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円
	オプション	個人賠償責任補償特約		無制限(国外1億円)	—	無制限(国外1億円)
		弁護士費用総合補償特約	法律相談費用(自己負担額1,000円)	—	通算10万円限度	通算10万円限度
			弁護士委任費用(自己負担割合10%)	—	通算300万円限度	通算300万円限度
	保険料(年額)			2,600円	8,340円	9,930円

(保険期間1年)

	補償内容(保険金の種類)			保険金額 A4プラン	A5プラン	A6プラン おすすめ
ワイドプラン	基本補償	ケガに対する補償	死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円
			入院(日額)	2,000円	2,000円	2,000円
			通院(日額)	1,000円	1,000円	1,000円
			手術	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
	オプション	個人賠償責任補償特約		無制限(国外1億円)	—	無制限(国外1億円)
		弁護士費用総合補償特約	法律相談費用(自己負担額1,000円)	—	通算10万円限度	通算10万円限度
			弁護士委任費用(自己負担割合10%)	—	通算300万円限度	通算300万円限度
	保険料(年額)			6,610円	12,350円	13,940円

- プライベートでは、**加害者・被害者のどちらにもなる可能性**がありますので個人賠償責任補償(加害者)と弁護士費用総合補償(被害者)がセットのプランをおすすめします。
- ワイドプランは、ケガに伴う**「入院」・「通院」・「手術」の補償**がつきます!
- 事故の解決にあたる**「示談交渉サービス」**がご利用いただけます。(日本国内のみ)

・上記保険料は、職種級別A級の方の保険料です。職種級別B級(木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者)の方の保険料は異なります。詳しくは、HPまたはパンフレットをご確認ください。

保険金額・保険料の詳細はホームページをご覧ください。

●公務員賠償責任保険 保険料

(保険期間1年)

補償プラン		3,000万円プラン		5,000万円プラン		1億円プラン おすすめ	
損害賠償金および争訟費用 一連の損害賠償請求あたりの支払限度額・期間中限度額		3,000万円		5,000万円		1億円	
初期対応費用 期間中限度額		500万円		500万円		500万円	
保険料(年額)	職員	A	2,880円	B	4,800円	C	6,240円
	町・村長	H	20,400円	I	54,000円	J	99,600円

- **損害賠償金や弁護士費用は、高額**となりますので1億円プランをおすすめします。
- 地方公務員の職員の方だけでなく、**首長も加入対象**となっております。

・一連の損害賠償請求:損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。
・期間中限度額:1年間の保険期間における保険金支払限度額のことをいいます。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額です。)
・初期対応費用は損害賠償金、争訟費用とは別枠でお支払いします。
・第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。(初期対応費用)
・職員:首長以外の特別職、管理職、一般職などをいいます。

保険金額・保険料の詳細はホームページをご覧ください。